

判例から学ぶ医療と法 — 第71回

「紹介状などの記載内容の不法行為該当性」

東京地裁立川支部平成28年11月29日判決

弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所

弁護士 赤石 圭裕

◆事案の概要

本件は、ある精神科医(被告)が、担当患者の紹介先の医師や市役所の担当者らに宛てて送付した複数の文書において、患者の母親(原告)について「人格障害」、「異常性格」などと記載したところ、これを知った原告が、前記記載により原告に対する名誉毀損などが成立すると主張して、被告に対して、不法行為に基づく損害賠償として500万円を請求した事案である。

被告は、統合失調症と診断された患者の治療方針として、本人が強く希望する自立した生活を維持するため、薬物療法、精神療法、デイケアなどを実施することとしていた。被告は、当初は患者の治療につき、患者と別居していた原告の協力を求めようと考えていたが、患者は、原告による介入を明確に拒否していた。そればかりか、原告は、患者の住むアパートに何度も押しかけて騒ぐなどしており、患者の治療の要になることに固執していたことから、被告は、原告の協力は諦め、むしろ原告と患者の関係をできるだけ切り離すことを考えるようになった。その後、患者は、裁判所に対して、原告が患者に接触、接近、架電などをすることによりその生活を妨害することを禁止する旨の仮処分命令を申し立て、当該申立ては認められたが、それでも原告が自らの言動を省みることにはなかった。

被告は、原告の言動を精神科医として分析した結果、原告は娘の愛よりも自分の思いを第一におく自己愛性人格障害に当たると判断し、人格障害の家族に苦しみ統合失調症の患者という状況を表すには、親の「人格障害」などという記述を欠かすことはできないと考えたことから、関係機関に対して、以下のような文書を作成・送付した。

①自立支援法医師意見書において「母は人格障

害、病的執拗さ」と記載

- ②福祉事務所長宛ての医療要否意見書において「母が異常に支配的で拒否しても拒否しても裁判所の命令を無視してまとわりつくのが病状を悪化させている」と記載
- ③精神障害者保健福祉手帳用診断書において「母は病的執着で」、「母親が異常性格で」と記載
- ④他の病院宛ての紹介状において「母は異常性格にて」と記載
- ⑤カトリック教会の司祭宛ての返信の手紙において「異常性格(もしかしたら妄想を隠し持っているかもしれません)」と記載
- ⑥精神障害者保健福祉手帳用診断書において「母親は異常性格で本人を支配し従わせようとする」と記載

◆判決の要旨

裁判所は、以下のように述べて、被告が記載した文書により原告に対する名誉棄損が成立するとしつつも、被告の行為が正当業務行為に当たり違法性が認められないとして、原告の請求を棄却した。

1.原告に対する名誉棄損が成立するか

本件記載④に係る紹介状の読み手である医師を除く市役所の担当者および司祭は、精神医療の専門家ではないから、「人格障害」、「異常性格」という用語が医療の専門用語ないしそれに由来する表現であることを必ずしも理解しているとは思われず、通常の日本語の理解力および通常人の注意力に基づいて、これらの表現を「人格に障害がある人」、「性格がおかしい人」といった意味に解釈する可能性は十分あると考えられる。また、上記紹介状¹⁾を読んだ医師は、「クリニックや福祉事務所にもおしかけ母との同居を迫まる」、「母に接近禁止の判決を得るが母は無視」といった紹介状の他の

部分の記載から、被告が原告の患者に対する対応が、患者の病状を悪化させているため環境調整を図る必要があるという文脈で「異常性格」という用語を用いたことは理解できるものの、被告が原告を「異常性格」とであると判断した根拠については明らかでないことから、原告について悪い印象を持った可能性を否定できない。

そうすると、本件各記載の内容は(中略)これにより原告の社会的評価を低下させ、その名誉を侵害したといえることができる。

2. 被告の行為の正当業務該当性

被告の本件各記載は、法律上守秘義務を負う地方公務員、医師および司祭(宗教の職にある者)に対し、精神科医として患者の治療方針を明らかにするとともに、家族との環境調整を図る必要があるという意図の下にされたものであり、その動機・目的は正当であり、本件各記載のある文書を上記の者らに送付したことは、手段として相当であった。

(中略)被告が意見書、診断書の文書に「人格障害」、「異常性格」と記載したことは、表現として穏当を欠くという批判は免れないものの、全体としてみれば、医師による正当業務行為として違法性を認めることはできないといえるべきである。

◆この判例をどう理解するか

本件は、他病院等宛ての文書の記載内容が名誉棄損等に当たり不法行為責任を負うかが問題となった事案である。精神科医に限らず、医師が他院や他機関に紹介状や患者らに関する文書を作成・送付することは日常の業務でよくみられることから、本件を紹介した次第である。

本件では、④以外の記載については、読み手が医師ではなく医療の専門用語を理解しているとは思われないことから、読み手をして原告が「人格に障害がある人」、「性格がおかしい人」といった意味に解釈させる可能性があるとして、名誉棄損が認められた。判決は、読み手の属性を重視したものであるといえる。裏を返すと、書き手である医師としては、読み手が必ずしも医療の専門用語を理解していないことを前提に、「異常性格」、「人格障害」などといった評価的な記載ではなく、もう少し具体的な生身の事実を記載することにより、名誉棄損の成立を避けられた可能性があるとも考えられる。

また、④の記載については、読み手が医師であることから、「異常性格」との記載自体は理解できるとしつつも、当該記載の根拠が明らかでないことから、

名誉棄損が認められた。こちらについては、仮に「異常性格」という表現を用いるにしても、そのように判断した根拠として、もう少し具体的な生身の事実を記載することにより、名誉棄損の成立を避けられた可能性があるとも考えられる。

いずれにしても、医療機関としては、患者らの情報を紹介状などに記載する場合は、必要な範囲で客観的な事実を記載するように努めることとし、無用な記載や自らによる評価的な記載はできるだけ避けるようにすることが肝要であるといえる。

本件は、名誉棄損の成立を認めつつも、当該名誉棄損行為が正当な業務行為の一環としてなされたとして、不法行為が成立しないとした。もっとも、裁判所の前記判断の背景には、原告の患者に対する執拗な態度故に、原告が患者に接触できない環境づくりなどのためには、医師が多少強めの表現を用いることもやむを得ないという価値判断があったとも考えられる。すなわち、本件は一定の特殊事情があったからこそ正当業務行為が認められたと解釈することも可能なものであり、本件をもって医師が作成した書面が常に正当業務行為に当たると考えるべきでないことには十分留意すべきである。

本件は、精神科医による「人格障害」、「異常性格」などといった記載が問題となったが、精神科以外の医師においても、医療情報開示請求に基づくカルテ開示などをした場合において、当該カルテなどに過激な記載がなされていることを理由として、患者らとのトラブルに発展することがあり得る。医療機関としては、カルテや紹介状などの医療記録が患者らの目に触れる可能性があることを常に念頭におきつつ、これら医療記録の作成をするのが望ましいといえる。

◆この判例からどう学ぶか

- ①他院への紹介状などの記載内容によっては、記載した対象者との関係で、名誉棄損に基づく不法行為責任を負うことがあり得る。
- ②医療機関としては、カルテや紹介状などの医療記録が患者らの目に触れる可能性があることを常に念頭におきつつ、これら医療記録の作成をすべきである。また、作成の際は、必要な範囲で客観的な事実を記載するように努めることとし、無用な記載や自らの評価的な記載はできるだけ避けるようにすべきである。

1) 本件記載④に係る紹介状を指す。